# 独立行政法人農畜産業振興機構法

#### 目次

第一章 総則 (第一条 第五条)

第二章 役員及び職員 (第六条 第九条)

第三章 業務等 (第十条 第十七条)

第四章 雑則 (第十八条 第二十一条)

第五章 罰則 (第二十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、 独立行政法人農畜産業振興機構の名称、 目的、 業務の範囲等に関する事項を定めるこ

とを目的とする。

( 名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。) の定める

ところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、 独立行政法人農畜産業振

興機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)は、 主要な畜産物の価格の安定、 主要な

野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖の価格調整に必要な業務を行うとともに、 畜産業及び野菜農業の 振

興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、 あわせて生糸の輸入に係る調整等に

必要な業務を行い、 もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与する

ことを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、 附則第三条第六項及び第四条第六項の規定により政府から出資があったものとさ

れた金額の合計額とする。

2 政府は、 必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、 機構に追加して出資するこ

とができる。

3 機構は、 前項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

(役員)

第六条 機構に、 役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、 役員として、 副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

副理事長及び理事の職務及び権限等)

第七条 副理事長は、 理事長の定めるところにより、 機構を代表し、 理事長を補佐して機構の業務を掌理す

ಠ್ಠ

2 理事は、 理事長の定めるところにより、 理事長 (副理事長が置かれているときは、 理事長及び副理事長

)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、 副理事長とする。 ただし、 副理事長が置かれていない

場合であって理事が置かれているときは理事、 副理事長及び理事が置かれてい な いときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、 通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務

を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員の任期)

第 八条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、 理事及び監事の任期は二年とする。

(役員及び職員の地位)

第九条 機構の役員及び職員は、 刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、 法 令

により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十条 機構は、 第三条の目的を達成するため、 次の業務を行う。

畜 |産物の価格安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の規定による価格安定措置の実施

に必要な次の業務を行うこと。

1 指定乳製品及び指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く。)の買入れ、 交換及び売渡しを行うこと。

ロ イの業務に伴う指定乳製品及び指定食肉の保管を行うこと。

八

農林水産省令で定めるところにより、

畜産物の価格安定に関する法律第六条第二項、第三項又は第

四項の認定を受けた指定乳製品、 指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費につい

て補助すること。

国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、 及び畜産物の生産又は流通の

合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについ

てその経費を補助すること。

Ξ 野菜生産出荷安定法(昭和四十一年法律第百三号)の規定により次の業務を行うこと。

1 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行

うこと。

あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付を行うこと。

八 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の規定により設立された法人が行う業務でイ又は

口の業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

四 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水

産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

五

砂

い糖の価値

格調整に関する法律 (昭和四十年法律第百九号)

の規定により次の業務を行うこと。

イ 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ロ 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ハ 国内産糖についての交付金の交付を行うこと。

六 生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和二十六年法律第三百十号)の規定による生糸の輸入に係

る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

1 生糸の輸入、 輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及

び売戻しを行うこと。

ロ イの業務に伴う生糸の保管を行うこと。

七 畜産物、 野菜、 砂糖及びその原料作物、 繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、 整理し

及び提供すること。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、 前項の規定により行う業務の遂行に支障のない範囲内で、 繭又は生糸の生産又は流通の合理化

を図る ための事業その 他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経

費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

(区分経理)

第十一条 機構は、 次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

前条第一項第一号の業務、 同項第二号の業務、同項第七号の業務(畜産物に係るものに限る。

これらに附帯する業務

前条第一 項第三号の業務、 同項第四号の業務、 同項第七号の業務(野菜に係るものに限る。 ) 及びこ

れらに附帯する業務

 $\equiv$ 前条第一項第五号の業務、 同項第七号の業務(砂糖及びその原料作物に係るものに限る。)及びこれ

## らに附帯する業務

四 前条第一 項第六号の業務、 同項第七号の業務 (繭及び生糸に係るものに限る。 ) 及びこれらに附帯す

る業務並びに同条第二項に規定する業務

## (積立金の処分)

第十二条 機構は、 通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「 中期

目標 の期間」 という。 の 最 後の事業年度に係る通則法第四十四条第一 項又は第二項 の規 定に よる整理 を

行っ た 後、 同条第一 項に規定する積立金があるときは、 その額に相当する金額のうち農 林 水産大臣 の 承 認

を受けた金額を、 当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた

中期計| 画 (同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの) の定めるところにより

当該次の中期 消 目 標 の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 農 林 水 産大臣は、 前 項 の承認をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法 人評価委員

会の意見を聴かなければならない。

3

機構: ば 第一 項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の承認を受けた金額を控除してなお残余

があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三 項 に定めるも の のほか、 納付 金 の納 付 の手続そ の 他積立金 の処分に関し必要な事項は、 政令で定め

る。

### (長期借入金)

第十三条 機構は、 第十条第一項第一号イ及び口並びに第六号の業務に必要な費用に充てるため、 農林水産

大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

前項の認可をしようとするときは、

あらかじめ、

農林水産省の独立行政法人評価委員

会の意見を聴かなければならない。

2

農林水産大臣は、

#### (債務保証)

第十四条 政府は、 法人に対する政府の財政援助の 制限に関する法律 (昭和二十一年法律第二十四号)第三

条の 規定にかかわらず、 国会の議決を経た金 額 の 範囲内に おいて、 機構が第十一 条第一号の業務に係 る勘

定の 負担 にお いてする前条第 項 の )長期借: 入金又は通則法第四十五条第一 項 の短期借入金に係る 債 務 国

際 復 顚 **「開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二** 

条 第 項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。 について保証することができ

ಠ್ಠ

(賞還計画)

第十五条 機構は、 毎事業年度、 長期借入金の償還計画を立てて、 農林水産大臣の認可を受けなければなら

ない。

2 農林水産大臣は、 前項の認可をしようとするときは、 あらかじめ、 農林水産省の独立行政法・ 人評価委員

会の意見を聴かなければならない。

(交付金の交付)

第十六条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、 機構に対し、 砂糖の価格調整に関

する法律第十九条の交付金 (同法第二十一条第二項第二号に掲げる額が政令で定めるところにより同法第

三条第二項に規定する国内産糖合理化目標価 |格を国 ]内産糖( の価格 に 換算した額に満たな 11 額で ある場合に

は 同号に掲げる額と当該換算した額との差額に係る部分を除く。 ) に相当する金額を交付するものとす

ಠ್ಠ

( 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第十七条 補 助 金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和三十年法律第百七十九号)の規定 (罰則

し は 第十条第一項第一号ハ、第二号、第三号ハ及び第四号並びに第二項の規定により機構が交

付する補助金について準用する。 この場合において、同法(第二条第七項、第二十三条並びに第二十五条

第一項及び第二項を除く。)中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構」と、 各省各

庁の長」とあるのは 7 独立行政法人農畜産業振興機構の理事長」と、 同法第二条第一項及び第四項 第 七

条第二項、 第十九条第 一項及び第二項、 第二十四条並びに第三十三条中「 国 とあるのは 「独立行政 法人

農 畜産業振興機構」と、 同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人農畜産業振興機構の

事業年度」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(財務大臣との協議)

第十八条 農林 水産大臣は、 次の場合には、 財務大臣に協議 しなければならない。

第十条第一 項第一号八、第二号若しくは第四号又は第二項の農林水産省令を定めようとするとき。

二 第十二条第一項の承認をしようとするとき。

Ξ 第十三条第 一項又は第十五条第一 項の認可をしようとするとき。

(主務大臣等)

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣、 主務省及び主務省令は、それぞれ農林水産大臣、 農林水産

省及び農林水産省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法 (昭和二十四年法律第百十七号)の規定は、 機構の役員及び職員には、 適用し

ない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)

第二十一条 機構の役員及び職員は、 国家公務員共済組合法 (昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適

用については、 同法第二条第一 項第一号に規定する職員には該当しないものとする。 この場合において必

要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、 その違反行為をした機構の役員は、 二十万円以下の

過料に処する。

この法律の規定により農林水産大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、 その認可

又は承認を受けなかったとき。

二 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成十五年四月一日から施行する。 ただし、 附則第九条から第十八条まで及び第二十

条から第二十五条までの規定は、同年十月一日から施行する。

持分の払戻し)

第二条 農畜 産業振興事業団 (以下「事業団」 という。)は、 附則第九条の規定による廃止前の農畜産業振

興事 業団法 (平成八年法律第五十三号。以下「旧事業団法」 という。 ) 第八条第 項 の規定に かか わらず

,業団の解散の日の前日までに、 事業団に出資した政府以外の者に対し、 次の各号に掲げる区分に応じ

当該各号に定める金額により持分の払戻しをするものとする。 この場合におい ζ 事業団は、 当該持分

に係る出資額により資本金を減少するものとする。

旧 :事業団法第五条第一号から第四号までに掲げる者 その者が有するこの法律の施行の日の前日にお

け る事業団の旧事業団法第三十一条第一項第二号の業務に係る勘定に係る貸借対照表上の純資産額に対

する持分に相当する金額 (その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、 当該出資額に相当する金

額

旧事業団法第五条第五号から第七号までに掲げる者 その者が有するこの法律の施 行の日の前日にお

ける事業団の旧事業団法第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定に係る貸借対照表上の純資産額に対

する持分に相当する金額(その金額が当該持分に係る出資額を超えるときは、 当該出資額に相当する金

額

(事業団の解散等)

第三条 事業団 ば 機構の成立 の時 にお いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、 次項の規定に

より国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

- 2 機構 の成立 の際現 に事業団が有する権利のうち、 機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以
- 外 の 資 産 ば 機構 の 成 立 の 時 に お L١ て国 が 承 が継する。
- 3 前項 の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、 政令で定

める。

- 4 事業団の解散 の日 の前日を含む事業年度は、 その日に終わるものとする。

前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、

貸借対照表及び損益計算書に

ては、なお従前の例による。

5

事

業団

の

解散

の日の

- 6 第一 項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、 その承継の際、 現に事業団に属す
- る資産 ( 第二項の規定により国が承継する資産を除く。 の価額 (旧事業団法第三十一条第一 項第三号の
- 業務 に 係る勘定、 同項第五号の業務に係る勘定及び附則第十五条の規定による改正前の加工原料乳生産者
- 補給金等暫定措 置法 (昭和四十年 法律第百十二号。 以下「 旧暫定措置法」 という。 )第三条第 項 に 規定

する業務

に係

る旧事業団法第三十一

条 第

項

の

勘定にお

61

て積

立金として整理されてい

る金額

並

び

に

旧

業団法第三十八条第一項の規定により資金として管理されている金額及び附則第十六条の規定による改正

属する負債の金額及び生糸輸入調整等勘定に属する資本金の額に相当する金額(第二項の規定により 前 承継する資産のうち生糸輸入調整等勘定に属するもの 法第三十一条第一項第四号の業務に係る勘定 (以下この項において「生糸輸入調整等勘定」という。 十六条第 の 肉用子牛生産安定等特別措置法 項 の規定に より 調整資金として管理されて (昭和: 六十三年法律第九十八号。 ١J の る金額の 価 額に相当する金額を除く。 の合計額に 以下「旧特別措置法」 相当する金額を除き、 )の合計額と生糸輸 という。 旧 しに 国が ·業 団 第

加 え た 金額とする。 から負 債 の金額を差 U 引 ίi た額 は 政府から機構に対 し出資され た も のとする。

8 前項 の評 価委員その他評価に関し必要な事項は、 政令で定める。

7

前項

の資産

の価額は

は

機構

:成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

入調

整等勘

定

に

属する

資 産

の

価額と

の差額

に相当する金額

第十項

にお

いて

差額相当額

という。

を

9 第 項 の規定により機構が事業団 の権利及び義務を承継したときは、 その承継 の際、 次の各号に掲げる

積 立金として整理され てい る金額は、 それぞれ当該各号に定める勘定に属する積立金として整理 しな ゖ ñ

ばならない。

旧 事業団法第三十一条第一項第三号の業務に係る勘定において積立金として整理されている金額

第

#### **+** 条第一号の業務 に係る勘 定

旧 事業団法第三十 一条第 項第五号の業務に係る勘定におい て積立金として整理され てい る金額 第

+ 条第三号の業務に係る勘定

Ξ 旧暫定措置法第三条第一 項に規定する業務に係る旧事業団法第三十一条第一項の勘定において積 立金

として整理されてい る金額 附則第十五条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法

以下「 新暫定措置法」 という。 )第三条第一 項に規定する業務 に係る第十一 条 の

勘 定

10

第 一

項

の

規

定により機構が事業団

の権利及び義務を承

継

したときは、

そ

の承

継

の 際、

差額

相当額は、

第

**+** 条第四号の業務に係る勘定に属する繰越欠損金として整理しなければならな l,

11 第一 項 の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、 その承継の際、 旧事業団法第三十

八条第 項 の規定により資金として管理されている金額に相当する金額は、 第十条第一 項第二号の業務 の

財源 に 充 てるものとする。

12 第 項 の 規定に より機構 が事業団 の権利及び義務を承継したときは、 そ の承 継 の際、 旧特別措置法第十

六条第 項の規定により調整資金として管理されている金額は、 附則第十六条の規定による改正後の 肉用

子牛生産安定等特別措置法 (以下「新特別措置法」 という。 第十四条第二項に規定する資金として管理

するものとする。

13 第一 項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、 政令で定める。

(野菜供給安定基金の解散等)

第四条 野菜供給安定基金(以下「基金」という。)は、 機構の成立の時において解散するものとし、その

切 の権利及び義務は、 次項の規定により国が承継する資産を除き、 その時にお 61 て機構が承継する。

2 機構 の成立 の際現り に基金が有する権利のうち、 機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以

の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、 政令で定

める。

4 基金 の解散 の日の前日を含む事業年度は、 その日に終わるものとする。

5 基金 の解散 の日の前日を含む事業年度に係る決算並びに財産目録、 貸借対照表及び損益計算書について

は、なお従前の例による。

第 項 の規定により機構が基金の権利及び義務を承継したときは、 その承継の際、 現 に基金に属す る資

6

産 (第二項 Ó 規定により国が承継する資産を除く。 の 価 額 ( 附則第十一 条の規定による改正 前 の 野 菜生

産出荷安定法(以下「旧野菜生産出荷安定法」という。)第四十四条第一項の準備金として整理されてい

る 金額を除く。 )から負債の金額を差し引いた額は、 政府から機構に対し出資されたものとする。

7 前条第七項及び第八項の規定は、 前項の資産の 価額. について準用する。

第 項 の規定により機構が基金 の権利及び義務を承継 したときは、 その承継の際、 旧野菜生産出荷安定

8

法第四十四条第 項 の準備金として整理されている金額は、 第十一条第二号の業務に係る勘定に属する積

立金として整理しなければならない。

9 第一 項の規定により基金が解散した場合における解散の登記については、 政令で定める。

業務 の特例

第 五 条 機構は、 当分の間、 第十条に規定する業務のほ か、 新暫定措置法第三条第 項及び新特別措置 法第

三条第 項に規定する業務を行う。 この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、 それぞれ新

暫定措置法及び新特別措置法で定める。

第六条 生産又は で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助する業務及びこれに附帯する業務を行うことができ 機構は、 流通 の合理化を図る 当分の間、 第十条及び前条に規定する業務のほか、 ため の 事業そ の 他 の 砂糖及びその原 料 作物 砂糖又は の生産の てん菜若しくはさとうきびの の 振興に資するた め 業

2 前 頃の規定により機構が同 項に規定する業務を行う場合には、 第十一条第三号中「これらに附帯する業

る。

務」 とあ るのは「これ らに附帯す る業務並びに附則第六条第 一項に規定する業務」 Ļ 第十二条第 項及

び第二十二条第二号中「第十条」

とあるのは

「第十条及び附則第六条第一

項

Ļ

第十七条中「

並び

に

頂」 とあるのは「並びに第二項並びに附則第六条第一項」と、 第十八条第一号中「又は第二項」とある

のは「若しくは第二項又は附則第六条第一項」とする。

第七条 機構は、 第十条、 附則第五条及び前条第一項に規定する業務のほか、 この法律の施行前 に事業団が

締結 た |債務| 保 証契約に係る旧事業団法第二十八条第一 項第二号の業務及びこれに附帯する業務を行う。

保証勘定」 という。)を設けて整理しなければならない。 2

機構

は

前

項

に規定する業務

に係る経理

につい

いては、

その他の経理と区分し、

特別の勘定 (以下「債務

- 3 第 項 の規定によ り機構 が同項 に規定する業務を行う場合には、 第二十二条第二号中「第十条」 とある
- のは、「第十条及び附則第七条第一項」とする。
- 4 第一 項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 附則第十二条の規定による改正前の 畜
- 産物 の 価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)第十三条の規定は、 附則第十二条の 規
- 定の 施 行後も、 なおその効力を有する。 この場合において、 同法第十三条第一項中 「事業団は、 乳業者で
- は ۲ 同条第三項 中「 事 業団は、 生乳生産者団体である出資者」 とあるのは 機構: は 生乳生産 者団
- 体」とする。

あ

る出

資者」

とある

の

はっ

機構は、

乳業者」

Ļ

同条第二項中「

事業団は、

出資者で」

とあ

る

の

は

機

構

- 5 機 構は、 第 一 項に規定する業務を終えたときは、 債務保証勘定を廃止するものとし、 その廃止の際債務
- 保証 勘 一定につ ĺ١ てその債務を弁済してなお残余財産があるときは、 当該残余財産の額に相当する金額を国
- 庫に納付するものとする。
- 6 機構 は 前 項 の規定により 債務保証勘定を廃止したときは、 その廃止の際債務保証勘定に属する資本金
- の額により資本金を減少するものとする。

第 八条 機構は、 旧事業団法第二十八条第一 項第三号の規定によりされた出資に係る株式又は 持分の処分が

終了するまで の 間、 第十条、 附 則第五条、 附則第六条第一項及び前条第 項 に規定する業務 のほ か 当 該

株式又は持分の管理及び処分を行う。

2 前項 の規定により機構が同 .項に規定する業務を行う場合には、 第十一条第一号中「これらに附帯す る業

務」 とあ るのは「これらに附帯する業務並びに附則第八条第一項に規定する業務」と、 第十二条第一項及

び第二十二条第二号中「第十条」 とあるのは 「第十条及び附則第八条第一 項 とする。

( 農畜産業振興事業団法の廃止)

第九条 農畜産業振興事業団法は、廃止する。

( 農畜産業振興事業団法の廃止に伴う経過措置 )

第十条 事業団 の役員若しくは職員又は運営審議会の委員であった者に係るその職務に関 して知り得た秘密

を漏らし、 又は )盗用. してはならない 義務につい ては、 前条の規定の施行後も、 なお従前の例による。

( 野菜生産出荷安定法の一部改正)

第十一条の野菜生産出荷安定法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則 (第一条・第二条)

第二章 需要及び供給の見通し (第三条)

第二章 「言語力で信然で見えし(第三字)

野菜指定産地の指定及び生産出荷近代化計画

(第四条

第九条)

第三章

第 四 章 指定野菜についての生産者補給金の交付等(第十条 第十四条

第五章 雑則 (第十五条 第十七条)

第六章 罰則 (第十八条)

附則

第一 条中「、 その安定的な供給を図るためのその売渡し等の業務を行う野菜供給安定基金の制度を確立

する」を「等の措置を定める」に改める。

第四章 野菜供給安定基金」 を「 第四章 指定野菜につい ての生産者補給金の交付等」 に改める。

第四章第一節の節名を削り、第十条を次のように改める。

# (生産者補給交付金等の交付)

第十条 独 立 行政法. 人農畜産業振興機構 (以下「 機構」 という。) Ιţ 指定野菜の価格 の著し しし 低 落があ

つた場合には、 その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。 以下同

ڕۨ )の出荷に関 し機構が行う登録を受けた出荷団体(以下「登録出荷団体」という。 との間に 農林

水産省令で定める委託関係のある対象野菜の生産者(以下この項において「委託生産者」という。 ) 及

登録生産者」という。

)の経営に及ぼす影響

を緩

び機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者(以下「

和するため、 その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補 給交付

金を、 その登録生産者に対し生産者補給金を交付するものとする。

2 前 項 の生産者補給金の額は、 対象野菜の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、 対象野菜

の生産及び出荷の安定を図ることを旨として、 定めるものとする。

第 十 条か ら第十四条の二まで、 第四章第一 二節の節名及び第十五条を削る。

第十六条第 項及び第二項中「 前条第一 項第一号」 を「前条第 頂 に改め、 同条第三項中「 基金 ば

前条第 項第一号」 を「機構は、 前条第一項」に、 「同号」を「同項」 に改め、 同条第四項を削り、 同条

を第十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(交付金の交付)

機構は、 登録出荷団体又は登録生産者が指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若し

くは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において農林水産省令で定めるところにより

あらかじめ締結した契約 (対象野菜の供給に係るものであつて、 天候その他やむを得ない 事 由に より供

給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、 これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容と

一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合には

録出荷団体又は登録生産者に対し、 その確保に要する費用に充てるための交付金を交付するものとする。

(業務の条件)

の

に限る。

に基づき当該同

第十三条 機構は、 第十条及び前条の規定により行う業務については、 指定野菜の種別又は出荷される地

域を限定して、その業務を行つてはならない。

(法人に対する補助)

機構は、 民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四条の規定により設立された法人が行う

そ

の登

対象野菜以外の野菜 (指定野菜以外の野菜にあつては、 指定野菜に準ずるものとして農林水産省令で定

めるも の に限る。 の安定的な供給を図るための業務で第十条又は第十二条の規定により行う業務 に準

ずるもの (農林水産省令で定める要件に適合するものに限る。) についてその経費を補助するものとす

ಠ್ಠ

第十七条から第二十四条まで及び第四章第三節から第七節までを削る。

第六十二条及び第六十三条を削る。

第 五

|章中第五十九条を第十五条とし、

第六十条を第十六条とし、

第六十一条を第十七条とする。

第六十四条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の

報告をした者」に改め、同条各号を削り、第六章中同条を第十八条とする。

畜産物( の価格安定等に関する法律の一部改正)

第十二条 畜 産物の 価格安定等に関する法律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

畜産物 の価格安定に関する法律

第三章 債務の保証 (第十三条)

目次中 第四章 雑則 (第十四条 ・第十五条) を

第三章 雑則 (第十三条・第十四条)

に改める。

第五章 罰則 (第十六条・第十七条)」

> 第四章 罰則 (第十五条)

第一条中「とともに乳業者等の経営に必要な資金の調達を円滑にする」を削る。

第六条第六項中「 農畜産業振興事業団 (以下「事業団」という。) があつせんしてもなお」 を削り、 同

いう。 に改める。

条第七項中「

第

項

を「

第二項」

に

\_

事業団」

をっ

独立行政法人農畜産業振興機構

(以下「

機構」

ع

第七条第一項から第四項までの規定中「事業団」 を「機構」 に改め、 同条第五項中「事業団」 を「 機構

に 行なう」を「行う」 に改める。

第八条中「事業団」 を「 機 構 」 に改め、 ¬ , 農林水産大臣の承認を受けて」 を削る。

第九条中 事 業団」 を「 機構」 に改め、 同条ただし書中「、 農林水産大臣の承認を受けて」 を削る。

第十条中 事業団」 を「 機構 に改め、 農林水産大臣の承認を受けて」 を削り、 同条第一号及び第

|号中「こえる」を「超える」に改める。

第十一条及び第十二条中「事業団」を「機構」に改める。

第三章を削る。

第十四条中「次の場合に」を「第六条第五項又は第十条各号の農林水産省令を定めようとするとき」に

改め、 同条各号を削り、 第四章中同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

第四章を第三章とする。

第五章中第十六条を第十五条とする。

第十七条を削る。

第五章を第四章とする。

砂糖の価格調整に関する法律の一部改正)

第十三条 砂 糖 の 価格調整に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「 事業団」 を「機構」 に改め、 同条第 項 中 ٦ 農畜産業振興事業団 ( 以下「 事業団」

という。 を「独立行政法人農畜産業 振興機構 (以下「機構」という。)」に改め、 同条第二項 から第

四項までの規定中「事業団」を「機構」に改める。

第七条、 第八条、 第九条第一 項及び第三項、 第十条、 第十一条の見出し並びに同条第 項、 第二項及び

第六項から第九項 くまで、 で、 第十三条、 第十四条第一 項、 第十五条第一 項及び第二項、 第十六条、 第十七条、

第十九条、 第二十一条第二項第二号、第二十二条第一項、 第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条

第一項中「事業団」を「機構」に改める。

(生糸の輸入に係る調整等に関する法律の一部改正)

第十四条 生糸の 輸入に 係る調整等に関 する法律の一 部を次のように改正する。

第二条の見出し中

\_

事業団」

を「

機構」

に改め、

同条中

農畜

産

業振興事業団

(以下「

事業団」

という

を「独立行政法人農畜産業振興機構 (以下「機構」という。 \_ に改める。

第三条の見出し中「 事業団」 を「 機構」 に改め、 同条第一項中「事業団」 を「 機構」 に改め、

水産大臣 の承認を受けて」 を削り、 同条第二項本文中「事業団」 を 機構」 に改め、 同項ただし書中「と

して事業団が農林水産大臣の承認を受けたとき」を削る。

第四条第 項中「 事業団」 を 機 構 に改め、 農 林 水産大臣 の承認を受けて」 を削り、 同条第二項

中「 事業団」 を「 機構」 に改め、 同条第三項中「においてあらかじめ農林水産大臣の承認を受けた算定方

農林

法により予定価格を定めるとき」 を削 IJ \_ 事業団が農林水産大臣の承認を受けて」 を「 機構が」 に改め

同条第四 項 中 事業団」 を「 機 構」 に \_ 前項 の農林水産大臣 の承認を受けて定める価 格で」 を 般

競争入札以外の方法により生糸を」に改める。

第五条及び第六条第一項中「事業団」を「機構」 に改める。

第七条の見出し中「 事業団」 を「 機構」 に改め、 同条第一 項本文中「 事業団」 をっ 機構」 に改め、 同項

ただし書中「 事業団、 農畜産業振興事業団法 (平成八年法律第五十三号)第二十九条第 項第四号の 規定

項から第四項までの規定中「事業団」 に 事業団 の委託を受けた者」 を「 機構、 機 構 」 機構 に改める。 の委託を受けて生糸の輸入を行う者」 に改め、

を「

より

第八条、 第九条、 第十条第一項及び第二項並びに第十一条第二項第二号中「事業団」 を「機構」 に改め

ಠ್ಠ

第十八条中「この法律」 を「第二条」 に \_ 事業団」 を「 機構」 に改める。

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の 部改正)

第十五条 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一 部を次のように改正する。

同

.条第二

目次及び第一 条 中 \_ 農畜産業振興事業団」 を「 独立行政法人農畜産業振興機構」 に改める。

第二条第二項中「 畜 一 産 物 の価格安定等に関する法律」 を「 畜 産物 の価格安定に関 する法律」 に改める。

第二章の章名中「 農畜産業振興事業団」 を「独立行政法人農畜産業振興機構」 に改める。

第三条の見出し中「 農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」 に改め、 同条第一項中

農畜産業振興事業団(以下「事業団」という。)」を「独立行政法人農畜産業振興機構 (以下「 機構

という。 に \_ 農 畜産業振興事業団法 (平成八年法律第五十三号。 以下「事業団法」 という。 第二

十八条第一 項から第三項まで」 を「 独立行政法人農畜産業振興機構法 ( 平成十四年法律第 号。 以下

機構法」という。)第十条」に改め、 同項第五号中「事業団」 を「機構」 に改め、 同条第二項中「次条

及び」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五 条、 第十一条第一項、 第十二条第一項及び第十三条中 「事業団」 を「 機構」 に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「事業団」を「 機構」 に改め、 同項第一号中「

事業団又は第四条第 項の規定による事業団の委託を受けた同項第二号に掲げ `る者」 をっ 機構又は 機構 の

委託を受けた輸入業者」 に 込改め、 同条第二項から第五項 までの規定 中 事 業団」 を「 機 構 」 に 心改める。

第十四条の二から第十五条までの規定中「事業団」を「 機構」 に改める。

第十六条中「事業団」を「機構」 に改め、 同条ただし書中 ¬ 、 農林水産大臣の承認を受けて」 を削り、

同条第 一号中「 場合であつて、 農林 水産大臣 の承認を受けた」 を削っ る。

第二号中「こえる」を「超える」に改める。

第十七条中

事業団」

を

機

構」

に改め、

¬,

農林水産大臣の承認を受けて」

を削り、

同条第一号及び

第十八条及び第十九条中「事業団」を「機構」に改める。

第二十条第二項中「第十五条第一項」を「法第十四条第一項」に改め、 同条第三項を次のように改める。

3 第三条第 項の規定により機構 が同項 に 規定する業務を行う場合には、 法第十三条中「第六条第五 項

又は第十条各号」とあるのは、「第六条第五項」とする。

第二十条の二の見出しを「 機構 法の適用) \_ に改め、 同条第 項中「事業団法第二十八条第 項 第

号イ及び口並びに第二十九条第一項第一号」 をっ 機構法第十条第一項第一号イ及び口」 に改め、

項を次のように改める。

2 第三条第 項 の 規定により機構 が同項に規定する業務を行う場合には、 機構法第十条第二項中 前項

とあるのは 「前項及び加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「暫定措置法」という。 第三条

機構法第十一条中「業務ごとに」とあるのは「業務ごと及び暫定措置法第三条第 項 第

号から第五号までの業務 (これらの業務 に附帯する業務を含む。 以下同じ。) について」 ۲ 機 構 法第

十二条第一 項及び第二十二条第二号中「第十条」 とあるのは「第十条及び暫定措置法第三条第 項 لح

:構法第十三条第一項中「第十条第一 項第一号イ及び口並びに第六号」とあるのは 第十条第 項 第

号イ及び口並びに第六号並びに暫定措置法第三条第一項第二号から第五号まで」と、 機構: 法第十四条

中「 勘定」 とあるのは「勘定又は暫定措置法第三条第一項第一号から第五号までの業務に係る勘定」と

機 『構法第十七条中「交付する補助金」 とあるのは「交付する補助金又は暫定措置法第三条第 項 第

この 法律又は暫定措置法」 とする。

号の業務として交付する生産者補給交付金」

۲

機構法第二十二条第一号中「この法律」

とあるのは

第二十条の三中「事業団は」を「機構は」 に 「事業団法第三十一条第一項の」を「機構法第十一条の

に 「事業団法第三十五条第一項」 を「独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) 第四十四条第

項 に \_ 事業団法第二十八条第一 項第三号」を「機構法第十条第一項第二号」に、 「指定助 成 対 象事

業」 を「農林水産省令で定める事業」に、 「事業団法第三十一条第一項第三号」を「機構法第十一条第一

号」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「事業団」 を「機構」 に改め、 同条第二項を削る。

第二十二条を次のように改める。

(財務大臣との協議)

第二十二条 農林水産大臣は、 第十七条各号の農林水産省令を定めようとするとき、又は第二十条の三の

承認をしようとするときは、 財務大臣に協議しなければならない。

肉用子牛生産安定等特別措置法の一部改正)

第十六条 肉用子牛生産安定等特別措置法の一部を次のように改正する。

目次、 第一条及び第二章の章名中「 農畜産業振興事業団」 を「独立行政法人農畜産業振興機構」 に改め

ಠ್ಠ

第三条 の見出し中  $\neg$ 農畜産業振興事業団」 を「 独立行政法 人農畜産業振興機 構 に改め、 同条第 項中

農 畜 産業 振 興事業団 (以下「 事業団」という。 を「 独 立行 政法人農 畜 産業振 興 機 構 以下 機 構

という。 に \_ 農畜産業振興事業団法 (平成八年法律第五十三号。 以下「事業団法」 という。 第 二

十八条第一項から第三項まで」 を「独立行政法人農畜産業振興機構法 ( 平成十四年法律第 以 下

機 構法」 という。 )第十条」 に改め、 同条第二項中「次条及び」 を削る。

第四条を次のように改める。

### 第四条 削除

第六条第一項及び第二項、 第十条並びに第十一条中「事業団」を「機構」 に改める。

第十三条第一 項中「 畜産物の価格安定等に関する法律」 を「畜産物の価格安定に関する法律」 に改める。

第十四条の見出しを「 機構に対する交付金)」 に改め、 同条中「事業団に」 を 機 構 事 業 団

法第二十八条第 項第一号イ、 口及び二の業務(これらの業務」 を 「機構法第十条第 項 第一号の業務

食肉等につい ての 同項第三号及び第六号」 を「 次項において同じ。 並びに食 肉等につ

61 ての同項第二号及び第七号」に改め、 並びに法第二条第三項に規定する食肉についての事業団法第二

十八条第三項第一号の業務」を削り、同条に次の一項を加える。

2 機 構 は 前 項 の規定により交付を受けた交付金を第十六条第 項 の規定により第三条第一 項に規 定す

る業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る機構法第十一条の勘定に繰り入れ又は

定食 肉につい ての機構法第十条第一項第一号の業務若しくは食肉等についての同項第二号若しくは第七

号の業務(これらの業務 に附帯する業務を含む。 に必要な経費の財源に充てるための資金として管理

しなければならない。

第十五条の二を次のように改める。

(機構法の適用)

第十五条の二 第三条第一 項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、 機構法第十条第二

項中 前項」 とあっ るのは「前項及び肉用子牛生産安定等特別措置法 (以下「特別措置法」 という。 第

三条第一項」 Ļ 機 構法第十一条中「業務ごとに」とあるのは 業務ごと及び特別措置法第三条第 項

に 規定する業務につい 7 Ļ 機構法第十二条第一項及び第二十二条第二号中「 第十条」 とあ る の は

第十条及び特別措置法第三条第一項」と、 機構法第十四条中「勘定」 とあるのは「勘定又は特別措置法

第三条第一項に規定する業務に係る勘定」 بح 機構法第十七条中「交付する補助金」 とあるのは 交 付

する補言 助金又は特別措置法第三条第一項第 一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第

二号の業務として交付する生産者積立助成金」とする。

第十六条第一項中「事業団は」を「機構は」に、 「事業団法第三十一条第一項」を「機構法第十一条」

に改め、 「又は食肉等についての事業団法第二十八条第一項第三号の業務(これに附帯する業務を含む。

を削 ij 前条 の規定により読 お替えられる事業団法第三十八条第 項 に規定する第十四条の規定に

より交付を受けた交付金に係る」 を「 第十四条第二項 に規定する」に、 「これらの業務」 を「 当該業務」

に改め、 同条第二項中「事業団は」を「機構は」に、 「事業団法第三十一条第一項」を「 機構法第十一条

に 事業団の」 を「機構の」 に改め、 ¬ ` 事業団法第二十八条第一項第三号の業務(これに附帯する

業務を含む。)」を削る。

第十九条第 項 中 前条第 項 を「第十七条第一項」 に改める。

( 処分、手続等に関する経過措置)

第十七条 旧事業団法 (第十六条を除く。 )、旧野菜生産出荷安定法 (第三十三条を除く。 附則第十二

条から第十四条までの規定による改正前の 畜 産物 の価格安定等に関する法律、 砂糖( の価格調整に関する法

律若しくは生糸の輸 入に 係る調 整等に 関 す る )法律、 旧暫定措置法又は 旧特別措置法 の規定によりし た 処分

手続その他の行為は、 通則法、 この法律、 附則第十一条から第十四条までの規定による改正後の野菜生

産出荷安定法、 畜産物の価格安定に関する法律、 砂糖の価格調整に関する法律若しくは生糸の輸 入に 係 る

新暫定措置法又は新特別措置法の相当規定によりした処分、

手続その他の行為とみ

なす。 。 調整等に関する法律、

罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為並びに附則第三条第五項、 第四条第五項

及び第十条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 十 ·九 条 この 附則に規定するもの の ほか、 こ の 法律の施行に関し必要な経過措置は、 政令で定める。

(関税定率法及び食料・農業・農村基本法の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「 畜産物 の価格安定等に関する法律」 を「 畜産物の価格安定に関する法

律」に改める。

関税定率法 (明治四十三年法律第五十四号)第十二条第二項

食料・農業 ・農村基本法 (平成十一年法律第百六号)第四十条第三項

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二十一条 地 方財政再建促進特別措置法 (昭和三十年法律第百九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、農畜産業振興事業団」を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第二十二条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項第二号及び第四号中「農畜産業振興事業団」 を「独立行政法人農畜産業振興機構」 に

改める。

別 表第 一第〇四・ 二項から第〇四・〇五項までの規定中「農畜産業振興事業団」 を「独立行政法人農

畜産業振興機構」に改める。

別表第一 第 五 号の二中「農畜産業振興事業団」 を「 独立行政法人農畜産業振興機構」 に改

める。

別表第四第七項中「農畜産業振興事業団」を「独立行政法人農畜産業振興機構」 に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第二十三条 農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「、野菜供給安定基金」を削る。

独立行政法人等の保有する情報 の公開に関する法律の一部改正)

第二十四条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次

のように改正する。

別表第一農畜産業振興事業団の項及び野菜供給安定基金 の 項を削 る。

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)

第二十五条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)

の 一 部

を次のように改正する。